

幼児を乗せながら 安全に自転車を利用するために

一般財団法人日本自転車普及協会 学芸員

谷田貝一男

幼児を同乗して自転車を利用したとき

◎ヒヤリとした経験

※買い物をした後に子どもを迎えに行くと荷物を掛けるところが多くなるので、車体が振られて危ないときが度々ある

※交差点を曲がるとき、そのままふら付いて危うく転倒しそうになった

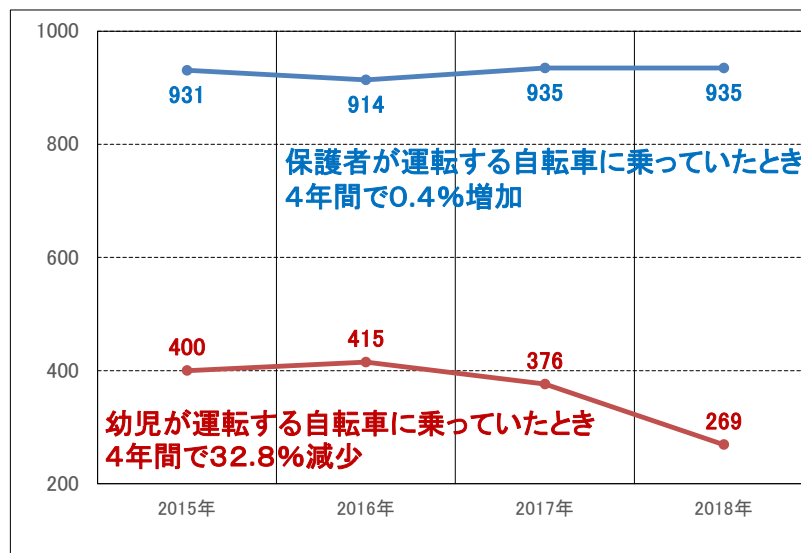
◎転倒した経験

※駐輪場から自転車を出そうとしたとき、前後の座席に子どもを乗せていたので、車輪が滑ってバランスをくずして転倒した

※前の座席に乗せていた子どもが動いたときに転倒した

大阪毎日放送「自転車3人乗りで死亡事故 多発する転倒防いで子どもの安全を守る方法」より

◎6歳以下の幼児 事故による負傷者数の推移



◎2018年7月 横浜市内で起きた幼児死亡事故

※前のチャイルドシートに長男を乗せ、だっこ紐を使って次男をだっこ

※左手で傘を持ち、右手でハンドルを持つ



※傘が前輪に引っかかり、転倒



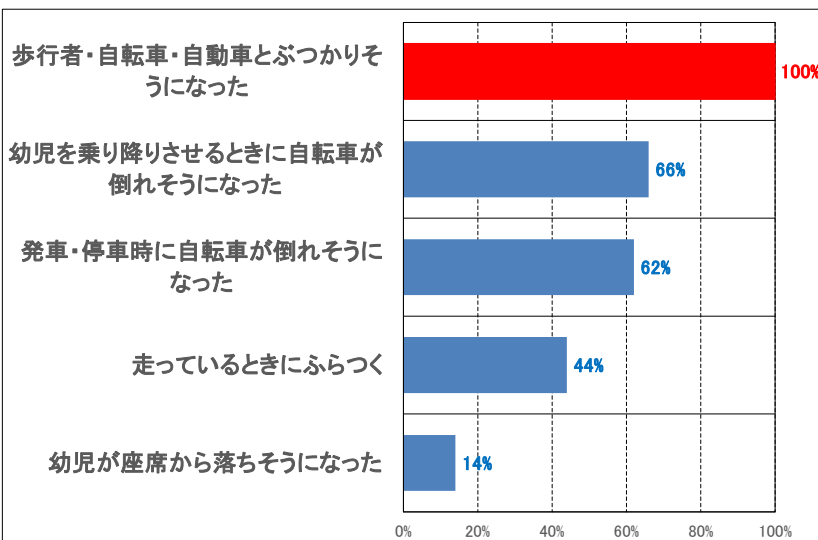
※次男が頭などを強く打って死亡



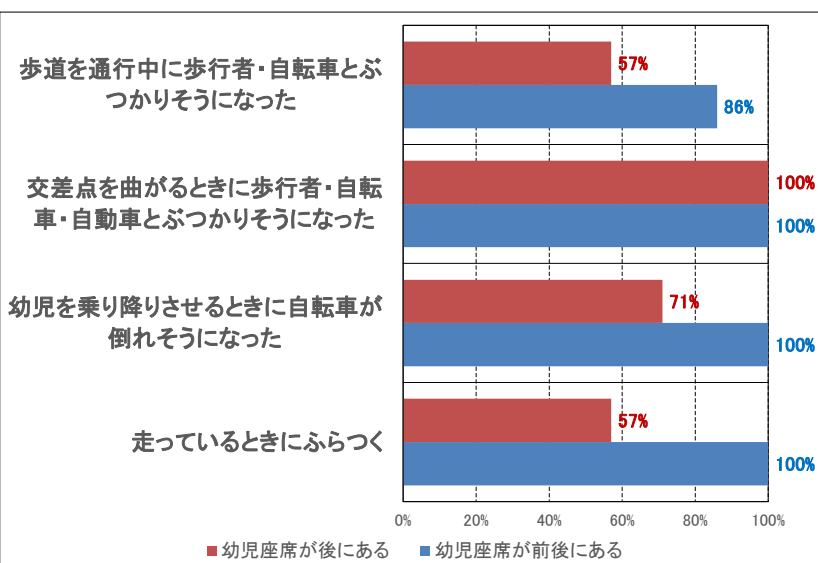
※母親は過失致死の疑いで書類送検



◎どんなときに事故が起こりやすいか



OGK 409人のアンケート



谷田貝 80人のアンケート

なぜ幼児を乗せた自転車の事故が多いのか

◎幼児の乗せ方(おんぶ・抱っこ・座席)

知らなかった

幼児が被害を受ける

◎乗り方

間違っていた

幼児・本人が被害を受ける

◎走り方

意識していなかった

幼児・本人が被害を受ける

相手に被害を与える 事故の加害者

チャイルドシートを使うとき

◎前後のチャイルドシート 乗せ方・降ろし方

※チャイルドシートに乗せるとき

①後の座席に乗せる



②前の座席に乗せる



※チャイルドシートから降ろすとき

①前の座席から降ろす

②後の座席から降ろす

◎シートベルトの使い方を間違えたとき危険

①ゆるく締める

②肩を締めない

幼児が動く 立ち上がる

↓
車体が揺れる

↓
転倒の危険



◎シートベルトの正しい使い方

①肩・腰を締める

指がベルトと幼児の体の間に入る程度

②背もたれシート・ひじ当てシートの調整

◎ヘルメットを付けないときの危険

転倒したとき

頭部に大きな損傷 → 死亡する危険



2010年～2019年の10年間 全国の死者数

ヘルメット装着あり 185人

ヘルメット装着なし 5248人

警察庁交通局
交通事故の発生状況(2020年)

自転車乗車時の事故で死亡した人の96.6%が
ヘルメットを装着していなかった

正しい乗り方を知る

◎なぜ事故が多いのか

①重いから

- ・自転車の重さ 25～30kg
一般の自転車 18～20kg
- ・幼児を前後に乗せると 50～60kg



幼児を乗せるとき・降ろすとき 自転車を支えられない

②スピードを落とすとふらつくから

- ・曲がるとき
- ・歩行者・自転車・自動車と行き違うとき → ハンドルと身体で
バランスが
取れない



徐行しないで無理に通行しようとする

③幼児に気をとられて集中力・周囲確認が疎かになる

◎事前の自転車チェック

①サドルの高さ

サドルに座ったとき 両足のかかところが地面に着くこと

つま先しか地面に着かない 一時停止したとき



車体が不安定 車体が傾く



幼児が動く 転倒する危険



②重さを体感する

③電動アシスト自転車の運転操作手順を知る

スタートするとき

- ①電源が入っていないことを確認
- ②ブレーキをかける
- ③電源を入れる
- ④ペダルに右足を乗せる
- ⑤ブレーキを緩めながらペダルをゆっくりと踏んでいく



一時停止したとき

- ①両足を地面に着ける(ペダルに足を置かない)
- ②ブレーキをかける
- ③電源は切らない
- ④ブレーキを緩めながらペダルをゆっくりと踏んでいく

◎事前の走行練習が必要

- ・10～15kgの荷物を幼児とみなして前のチャイルドシートに置きます。
- ・腰をサドルに当てながら自転車を押す練習です。



- ・まっすぐに進む練習です。
- ふらつきがなくなるまで行います。

・交差点を曲がる練習

- 徐行・一時停止しない → 周囲確認しない
- 出会い頭の事故
- 車体が傾く → 幼児の体も傾く → 転倒



右折 大きく曲がる

左折 ゆっくり曲がる

正しい走り方を知る

◎事故を起こしやすい危険な走行

①交差点を曲がる時

徐行・一時停止しない → 周囲確認しない

→ 出会い頭の事故

車体が傾く → 転倒



一時停止しない自転車 右側通行で一時停止しないバイク
出会い頭の衝突事故の危険

②右側通行

歩行者の後ろから接近 → 歩行者は気が付かない

→ 追突の危険

左側通行する自転車と行き違うとき → 接触事故の危険



加害者になる

相手・自分 → 傷害

相手 → 傷害



自動車運転手から見た右側通行の危険性

③歩行者の間を通り抜けるとき

歩行者と接触・追突の危険

速度を下げる・ハンドルを曲げる → ふらつく

→ 転倒 歩行者にも傷害を与える危険



歩道で事故を起こして歩行者に傷害を与えたとき

↓

100%過失責任を問われる



狭い歩道で歩行者と行き違おうとしている



歩行者の脇を後ろから追い越そうとしている

◎事故を防ぐ安全な走行

①交差点を曲がる時

一時停止か徐行か降りて押しながら左右確認





交差点から少し離れて停止 巻き込まれ事故を防ぐことができる

- ②自転車に乗ったら 左側通行
歩行者のときは 右側通行

- ③歩道 進行方向 右側・左側 いずれも通行可
車道りを通行

すぐに停止できる速度 → 時速7~8km
歩行者の通行を妨げる恐れ → 一時停止



サドルを
腰に当てる

相手に道を譲る気持ち(歩道では重要)

なぜ日常利用している自転車で 事故が起こる危険性があるのか？

- ◎いつも通っている道
今まで事故が起きたことがない・見たことがない
通行状況がわかっている → 安心
自動車・自転車・歩行者が来ない → 安全
- ◎止まりたくない
急いでいる
通行状況を知っているから大丈夫



日常利用している道路の危険性を再確認

交通ルール違反による事故



ほんの一瞬 わずか1秒
の出来事



自分は大丈夫と以为ていても？

事故を起こす 事故に巻き込まれる

もし事故になってしまったら

被害者・加害者 いずれのとき

※小さな事故・相手が走り去ってしまったときでも
警察官を呼び、事故調書を書いてもらう
後になってのトラブル防止・保険請求

加害者のとき

※誠意をもって対応する
トラブル防止
※絶対に走り去らない

事故が起きたときのために 保険加入の勧め

◎神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 第16条

自転車利用者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

◎保険に加入していなかった どうなるか

「交通ルール違反で事故を起こしてしまった」
「転倒事故を起こしてしまった」

→ 歩行者や自転車とぶつかった

相手にけがを負わせてしまった 治療費用・慰謝料の支払

「相手の交通ルール違反で事故に巻き込まれてしまった」

→ けがを負った 相手が保険に入っていなかった

相手から治療費用を受け取れない

自転車保険の種類

種類	概要	
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
共済	全労災・市民共済など	
TSマーク付帯保険	自転車の整備・車体に付帯した保険	
クレジットカードの付帯保険	カード会員向けに付帯した保険	

